

# 松原地区公民館・福祉ひろば事業推進協議会 規約

## (名 称)

第1条 本会は、松原地区公民館・福祉ひろば事業推進協議会（以下「推進協議会」という）と称する。

## (目的及び組織)

第2条 推進協議会は、地区公民館・福祉ひろばを住民のふれあいの多目的な拠点として、地区公民館活動、地区の福祉・保健に関する活動、住民が互いに支えあう活動及びボランティア活動等の推進を図ることを目的とする。

## (事 業)

第3条 推進協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地区公民館活動の推進
- (2) 地区福祉ひろば活動の推進
- (3) ボランティア活動の推進
- (4) 各種サークル及び同好会活動の推進
- (5) 地区公民館事業の評価に関すること
- (6) その他、目的達成に必要な事業の推進

## (組 織)

第4条 推進協議会は次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 町会連合会会長・副会長・会計及び監事
- (2) 各町会長
- (3) 福祉部会長
- (4) 町内公民館長会会長
- (5) 民生児童委員会会長
- (6) ひろばを支える会代表
- (7) 地区公民館長
- (8) 地区公民館委員各部門代表（スポーツ協会会長、文化広報委員会会長）
- (9) 地区生活支援員
- (10) その他会長の指名する者

## (役 員)

第5条 推進協議会に次の役員を置く。

- |          |             |
|----------|-------------|
| (1) 会 長  | 1名          |
| (2) 副会長  | 3名          |
| (3) 会 計  | 1名（福祉ひろばのみ） |
| (4) 監 事  | 2名（福祉ひろばのみ） |
| (5) 事務局長 | 1名          |
| (6) 事務局員 | 若干名         |

(役員を選出)

- 第6条 推進協議会の会長には連合会副会長、副会長には連合会長、民生児童委員会長、地区公民館長、会計には福祉部会長、監事には連合会監事があたる。
- 2 事務局長には行政との協働を図るため、地域づくりセンター職員があたり、事務局員は地区公民館主事及び福祉ひろばコーディネーターがあたる。

(役員任期)

- 第7条 推進協議会役員任期は1年とし再任を妨げない。補欠により役員となった者は前任者の残任期間とする。

(役員任務)

- 第8条 推進協議会役員任務は以下とする。
- (1) 会長は推進協議会を代表し、会務を統括する。
  - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
  - (3) 会計は推進協議会の会計をつかさどる。
  - (4) 監事は会計の監査にあたる。
  - (5) 事務局長は本会の事務をつかさどる。事務局員は事務局長を補佐する。

(会議)

- 第9条 推進協議会の会議は、総会、役員会とし、会長が招集する。

(福祉ひろば企画委員会)

- 第10条 推進協議会に、福祉ひろば企画委員会を置く。企画委員については会長が招集する。

(経費)

- 第11条 推進協議会の経費は、委託料、その他をもってあてる。

(会計及び事業年度)

- 第12条 推進協議会の会計及び事業は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(地区公民館長および福祉ひろばコーディネーターの任用)

- 第13条 地区公民館長および福祉ひろばコーディネーターの任用は松本市が行う。

(地区公民館長および福祉ひろばコーディネーターの推薦)

- 第14条 地区公民館長および福祉ひろばコーディネーターの推薦は、推進協議会の役員会で承認し、会長が行う。

(利用規定)

- 第15条 松原地区福祉ひろば利用規定は別に定める。

- 附 則
- 1 この規約は、平成 22 年 5 月 8 日から施行する。
  - 2 松原福祉ひろば事業推進協議会規約（平成 16 年 8 月 1 日施行）は廃止する。
  - 3 この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
  - 4 この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
  - 5 この規約は、平成 28 年 2 月 13 日に制定し同日より施行する。
  - 6 この規約は、平成 29 年 2 月 11 日に制定し同日より施行する。
  - 7 この規約は、平成 31 年 4 月 27 日に制定し同日より施行する。
  - 8 この規約は、令和 2 年 4 月 1 日に制定し同日より施行する。また、別規定の「松原地区福祉ひろばコーディネーター選任規定」は、令和 2 年 4 月 1 日をもって廃止する。
  - 9 この規約は、令和 5 年 4 月 29 日に制定し同日より施行する。